

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2019年6月19日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 196 の1	大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る今後の規制上のアプローチについて(抄)(1頁～3頁)	写 令和元年5月29日	原子力規制庁	原子力規制委員会が、参加人に対し、「DNPの噴出規模は11立方キロ程度と見込まれること」、「DKPとDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは本件原発の火山影響評価において想定すべき自然現象であること」として、2019年12月末日を期限とした設置変更許可申請の提出を命じる手続きに入ることを決定した事実。	
甲 196 の2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令に係る弁明の機会の付与について	写 令和元年5月29日	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、参加人に対して2019年12月末日を期限とした設置変更許可申請の提出を命じる手続きに入る前提として、参加人に行政手続法13条1項2号に基づく弁明の機会の付与を行った事実。	
甲 197	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について」に係る弁明について	写 2019年6月11日	参加人	参加人が、甲196の2の弁明の機会の付与に対して弁明を行わなかった事実。	
甲 198	新聞(電子版)記事	写 2019年6月11日	日本経済新聞社	参加人が原発火山灰再審査を受け入れ、年内に設置変更許可申請をする方針であるとの報道がなされている事実。	
甲 199	大山火山灰に係る新知見を踏まえた噴出規模と原子力発電所ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚に関する評価結果について	写 平成31年3月	参加人	参加人が、本件原子炉敷地内の降灰層厚を算出するに際し、「風向については、12月の最頻値を用いた。」(11頁)として、月平均の風向きから、本件原子炉敷地内の降灰層厚を19.3cmとしている(13頁)事実。	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 200	平成31年度原子力規制委員会第4回議事録(抄)(表紙、2頁、7頁～16頁)	写 平成31年4月17日	原子力規制委員会	2019年4月17日に開催された原子力規制委員会において、石渡明委員が、本件原子炉敷地内の降灰層厚を評価するにあたっては、本件原子炉方向に吹く風を考慮する必要があるとして、関電報告書の本件原子炉敷地内降灰層厚が19.3cmは過小評価である旨述べている事実。	
甲 201	大飯発電所改良型フィルタのフィルタ取り替えの着手時間について(2018年10月4日第633回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合配付資料2-3-2)	写 2018年10月4日	参加人	本件原子炉の非常用ディーゼル発電機フィルタについて、清掃時間が120分と見積もられている事実。 降灰層厚10cmのときは、フィルタが目詰まりを起こすまでの時間(基準捕集容量到達時間)は207分と評価されている事実。 フィルタ清掃に必要な時間は、フィルタ清掃時間80分に清掃余裕40分を加えた120分及びフィルタ取替時間の20分の合計140分が必要であるとされている事実。	
甲 202	第17回地震・津波に関する意見聴取会議事録	写 2012年6月22日	原子力安全・保安院	2012年6月22日の第17回地震・津波に関する意見聴取会で、山本博文委員から「...それから、最後、ルイス・フロイスの文献の件なのですけれども、滋賀県の長浜の水没の件、地震によって水没したのではないかという話なのですけれども、私も記憶が確かではないのですけれども、ルイス・フロイスにそういうふう書いてある、それは確かだと思うのですが、その後で、また別の若狭の長浜では、こういう津波が来たというような記載になっていたかと思えます。ですから、この長浜と、津波が押し寄せた長浜が、素直に読めば違う長浜のように読めるのですが、その辺り、確認をお願いしたいと思います。」という疑問が出され、小林耐震安全審査室長が、引き続きいろいろの方々の御意見を聞いていきたいと答弁した事実。	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 203	天正大地震誌 (抄)(表紙、18頁 ~23頁、奥付)	写 1987年3月31 日	飯田汲事	飯田汲事氏が、その著作で、ペレー、ケンペルの天正地震の記述について、それぞれ以下のように紹介している事実。 「十八 ペレー日本の地震・火山記録(…)天正地震の記述にある地震被害は、前述の「フロイス日本史」のものと大差はないが、若干の相違がある。(…)津波の発生場所(…)などである。津波の起こった場所は、この史料では、Facata地方の商業の栄えた小さな町で、長浜といわれ、城のある場所であった」「十九 ケンペル日本歴史(…)また、津波の発生は湖畔(琵琶湖畔と思われる)のフカタにおいてであった。Fukataと記してあるが、ペレーの記事のFacataと同じかと思われる。この史料の津波の発生した所は長浜と接近した湖畔の地で、城もあり、時々多数の商売の人たちが集まった町であるから、フロイスの記事の若狭の国の出来事とは異なっている。」 飯田氏が、フロイス日本史について「また、若狭の海域に津波のあったことが知られるが、その場所がはっきり示されていない。しかしこれは、後述のこの種の記録とともに、津波研究のうえに貴重な資料となっている。」と紹介している事実。	
甲 204	「天正地震」と越前・若狭	写 2012年3月1 日	外岡慎一郎	外岡(とのおか)慎一郎氏(2012年当時・敦賀短期大学教授。現・奈良大学教授)が、フロイスの記載が伝聞情報であっても信憑性があることについて論文で述べている事実。	
甲 205	明通寺鐘鑄勸進算用状(小浜市史社寺文書編より)	写 1976年4月30 日	小浜市史編纂委員会	弘治2(1556)年6月の小浜明通寺梵鐘新鑄の勸進記録に、「高浜惣浦」が1貫500文の銭を喜捨したという記録がある事実。	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 206	「大飯原発3・4号 の再稼働を止めよ う! 3・27政府交 渉」報告	写 2012年3月27 日	美浜の会	保安院が、市民団体との交渉で制御棒の挿入時間の評価値が許容値2.2秒を超えないことを確認している、と述べ、許容値を上回れば原発の運転ができない判断をしていることを事実上認めた事実。	